

令和6年第7回総会

山武市農業委員会会議録

令和6年7月5日 開会

令和6年7月5日 閉会

令和6年第7回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年7月5日（金）午後3時30分

場 所 山武市役所 第6会議室

招 集 者 山武市農業委員会 会長 齊 藤 茂

議 事 議事

- （1）農地法第3条の規定による許可申請について
- （2）令和6年度第4次農用地利用集積計画（案）の決定について
- （3）農用地利用集積等促進計画（案）への意見聴取について
- （4）農業経営改善計画認定申請に関する意見について
- （5）青年等就農計画認定申請に関する意見について

出席委員（15名）

欠席委員（2名）

出席農地利用最適化推進委員（17名）

欠席農地利用最適化推進委員（3名）

出席事務局職員（4名）

◎日程

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議事録署名人の指名について
- 日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 令和6年度第4次農用地利用集積計画（案）の決定について
- 日程第6 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）への意見聴取について
- 日程第7 議案第4号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
- 日程第8 議案第5号 青年等就農計画認定申請に関する意見について

令和6年7月5日 山武市農業委員会 会長 齊 藤 茂

◎開会

議長

では、これから令和6年第7回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は15名です。よって農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により会議は成立しております。

欠席委員は議席番号4番、小川委員、議席番号12番、今関委員です。

お諮りいたします。

日程第1、会期の決定について及び日程第2、議事録署名人の指名についてを議長が決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。会期は、本日1日限りといたします。議事録署名人は、議席番号10番、高宮委員及び議席番号11番、中山委員を指名いたします。

◎報告

(事務局報告)

◎議案第1号

議長

議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

申請番号ごとに、地区担当推進委員の状況説明及び当該地域の農業委員の補足説明を求めます。

申請番号1の説明を、地区担当推進委員の戸村委員に求めます。

戸村推進委員

地区担当推進委員の戸村です。

申請番号1番について御説明をさせていただきます。

今回、所有権は売買による移転でございます。

譲渡人は経営規模縮小、譲受人は経営規模拡大ということで、7月3日に現地調査に行ってみいましたけれども、そんなに荒れてなくて、購入の際は育苗ハウスを建てたいと、本人なりの計画を練っておりまして、地元としても何ら問題ないと思いますので、御協議のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号5番廣口委員に求めます。

廣口委員

5番の廣口です。

ただいま、戸村推進委員のほうからあったとおり、何ら問題ございません。私もこの間、一通り見てまいりましたが、地元としても何ら問題はございません。

権利者につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全て満たしております。慎重審議よろしくお願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。議案第1号申請番号1を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号2の説明を地区担当推進委員の布施委員に求めます。

布施推進委員

地区担当推進委員の布施です。

第1号議案のナンバー2について説明させていただきます。

売買による所有権移転です。譲渡人と譲受人双方はいとこ同士であります。譲受人が以前より耕作している畑でした。先日現地も確認してきましたが、きれいに管理された模畑でありました。何ら問題がないと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員に求めます。

小山委員

議席番号2番、小山でございます。

ただいまの布施推進委員の説明のとおり、何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしくお願いします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。議案第1号申請番号2を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号3の説明を隣接地区推進委員の布施委員に求めます。

布施推進委員 地区担当推進委員の布施です。
第1号議案のナンバー3について説明させていただきます。
贈与による所有権移転です。譲渡人と譲受人は親戚同士でありまして、現地確認とともに話を聞いてまいりました。何ら問題がないと思います。よろしくお願いします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員に求めます。

小山委員 議席番号2番、小山でございます。
ただいまの布施推進委員の説明のとおり、何ら問題はございません。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
よろしくお願いします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第1号申請番号3を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号4の説明を地区担当推進委員の今関委員に求めます。

今関推進委員 地区担当推進委員の今関です。
申請番号4について御説明申し上げます。
この案件は売買による所有権移転でございます。譲渡人は水稻を主に経営していきまして、兼業農家です。畑作のほうを主にするとい

うことです。譲受人については経営規模の拡大で、現在この土地はきれいに管理され、自家用のサツマイモを作付けされております。今後は手間のかからない作物を順次作付けする予定です。地元としては何ら問題もございませんので、よろしくお願いします。

説明は以上であります。

議長

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を隣接地域の農業委員、議席番号2番小山委員に求めます。

小山委員

議席番号2番、小山です。

ただいまの今関推進委員の説明のとおり、何ら問題はございません。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

よろしくお願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。議案第1号申請番号4を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号5の説明を地区担当推進委員の川村委員に求めます。

川村推進委員

地区担当推進委員の川村です。

申請番号5番について説明いたします。

先ほど日程第3の申請番号2番にあったと思います。今回、贈与による所有権移転でございます。譲受人につきましては、譲渡人の水田を以前よりずっと耕作しております。譲受人につきましては、大規模な稲作農家でございますので、問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を隣接地域の農業委員、議席番号2番小山委員に求めます。

小山委員 議席番号2番、小山です。
ただいまの川村推進委員の説明のとおり、何ら問題はございません。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
よろしくお願いいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第1号申請番号5を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号6の説明を地区担当推進委員の山下委員に求めます。

山下推進委員 地元推進委員の山下です。
番号6について説明します。売買による所有権移転です。譲受人、譲渡人は遠い親戚関係にあります。この土地の現状は譲受人の屋敷の敷地内となっているため、この土地を譲ってほしいということで譲渡人をお願いしたところ、了解を得たということです。地元としては何も問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議長 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号7番高野委員に求めます。

高野委員 議席番号7番、高野でございます。

今、山下推進委員からお話ありましたとおりに、私も譲受人はよく知っておりますが、間違いなく農業関係に対して一生懸命取り組んでいる人だと思います。

権利者につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、よろしくお願いします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。議案第1号申請番号6を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

◎議案第2号

議長

日程第5、議案第2号、令和6年度第4次農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。

本議案における利用権設定等個人別明細の番号5は私、齊藤茂の案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条において、議事参与の制限が規定されていることから、審議の方法についてお諮りいたします。

利用権設定等個人別明細の番号5を除いて一括して審議することにしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

利用権設定等個人別明細の番号5を除いて一括して審議することに決定いたしました。

事務局に議案の説明を求めます。

(事務局説明)

議長 事務局の議案説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
まず、利用権設定等個人別明細の番号5を除いて採決いたします。
お諮りいたします。所有権移転個人別明細の番号1、2及び3、
並びに利用権設定等個人別明細の番号1から4及び6から14につい
て、原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については原案のとおり承認することに決定
いたしました。
ここで議事都合により議長を交代いたします。

職務代理者 再開いたします。
会長に関する件を審議いたしますので、議長交代をいたします。
議席番号17番、齊藤委員の退室を求めます。

(齊藤委員 退室)

職務代理者 では、再開いたします。
利用権設定等個人別明細の番号5を採決いたします。本件につ
きまして、原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求
めます。

(挙手全員)

職務代理者 挙手全員ですので、本件につきまして、原案のとおり承認するこ
とを決定いたします。
齊藤委員に関する審議が終わりましたので、同委員の入室を許可
します。

(齊藤委員 入室)

職務代理者 会長に関する案件が終わりましたので、議長の座を退かせていた
だきます。

議長 再開いたします。

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、農用地利用集積等促進計画（案）への意見聴取についてを議題といたします。
議案の説明を事務局に求めます。

（事務局説明）

議長 議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第3号は原案のとおり決定すべきものと意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり決定すべきものと意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。
お諮りいたします。この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

（異議なし）

議長 御異議なしと認めます。
この議案は一括審議といたします。
議案の説明を事務局に求めます。

（事務局説明）

議長 議案の説明が終わりました。
番号ごとに推進委員の報告を求めます。

番号1の報告を地区担当推進委員の布施委員に求めます。

布施推進委員

地区担当推進委員の布施です。

番号1について説明させていただきます。

更新です。

水稻と果樹による複合経営です。

申請者は、以前、水稻専門の稲作農家でしたが、数年前より果樹、ブドウの栽培を始めまして、今も毎年どんどん規模を拡大しているところです。申請者は、地区においても先進的な農家で、担い手の中でも中心的な役割を担っている農家ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長

番号2の報告を地区担当推進委員の齋藤委員に求めます。

齋藤推進委員

担当推進委員の齋藤です。

番号2について説明いたします。

更新です。

ネギと水稻の複合経営でありまして、本人と父の2人でネギと水稻の生産を行っております。露地大苗については土壌消毒を励行し、苗の安定生産を図っていくとのことです。現在も田んぼと畑の規模を拡大して行っております。

よろしくお願いします。

議長

番号3の報告を地区担当推進委員の椎名委員に求めます。

椎名推進委員

担当推進委員の椎名です。

番号3について御説明いたします。

番号3の今回の申請は更新です。

申請者ですが、現在は地域において中核的な存在になり、今後の地域を担っていけることと思います。現在は水稻とネギの複合経営で行っておりますが、機械化と雇用について今後はもう少し考えていければなということで頑張っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長

推進委員の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。議案第4号を原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第5号

議長

日程第8、議案第5号、青年等就農計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

議案の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の伊藤委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

1番について御説明をいたします。

新規です。

夫婦2名が申請を出されまして、営農類型は露地野菜、主要作物はニンジン、作付面積は160aの目標をお持ちです。

また夫は、就農準備資金を活用し、令和4年8月から令和6年7月まで市内農場で研修しています。

妻は、令和3年6月から令和4年6月までと同一時期の令和3年10月から令和6年6月までの間、市内の2つの農場に勤務、現在はまた別の市内農場に勤務しております。夫の研修終了と同時に独立し、新規就農を予定しています。

また、夫婦ともに十分な農業経験を積んでおり、家族経営協定の締結及び本計画認定の夫婦共同申請を行い、目標年度である令和11年度には年間所得4,164,000円、年間労働時間は2,000時間以内のよ

り一層安定した経営を目指すということです。
今現在、作業所も無事借りられて、認定を待っております。
ひとつよろしくをお願いします。

議長 状況の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。議案第5号を原案のとおり承認すべきものとして意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり認定すべきものとして意見を付すことに決定いたしました。
予定された日程は終了いたしました。机上に配付した議案のとおり、追加案件の提出がありましたので、これを受理いたしました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。が、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。
よって、本件を日程に追加し、追加日程第1として議題といたします。

◎協議

議長 追加日程第1、協議、山武市農業委員会選出役職員についてを議題といたします。
事務局に協議事項の説明を求めます。

(事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
山武市地球温暖化対策実行計画策定等協議会は、8月に発足する予定の協議会でございます。委員には、市議会の環境部門の常任委

員である小山委員を推薦したいと思いますが、御意見ございますでしょうか。

(意見なし)

議長

御意見なしと認めます。

お諮りいたします。推薦依頼のあった協議会の委員は、小山委員を推薦することに御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。山武市地球温暖化対策実行計画策定等協議会委員は、小山委員を推薦いたします。

以上で、本日予定しました議案審議等は全て終了いたしました。

◎その他

議長

その他の件について、皆様から御意見等はございますでしょうか。

◎閉 会

議長

御意見がないようですので、以上で今回の総会を閉会といたします。